

## テレビジョン受信機の対象範囲について

## 1. 対象範囲の設定の考え方

本判断の基準等が適用されるテレビジョン受信機の範囲は、交流の電路（定格周波数50Hz又は60Hz、定格電圧100V）に使用されるものとする。

## 2. 適用除外

以下(1)～(3)のものについては適用範囲から除外する。

## (1) 特殊な用途に使用されるもの

- ・産業用のもの（放送局用機器やそれに準ずる特殊な仕様のもの）

## (2) 市場での使用割合が極度に小さいもの

- ・ブラウン管方式のもの（2017年度出荷台数：0台）
- ・プラズマディスプレイ方式のもの（2017年度出荷台数：0台）
- ・表示デバイスとして直視型のパネルを有しないもの（リアプロジェクションテレビ等）  
（2017年度出荷台数：0台）
- ・テレビジョン放送による国内基幹放送の受信機能を有さないもの（海外からの旅行者向け仕様のもの等）（2017年度出荷台数：0台）
- ・受信機型サイズが10V型以下のもの  
（2017年度出荷台数：32,858台（全体の約0.7%））

## (3) 技術的な測定方法、評価方法が確立していない機種であり、目標基準を定めること自体が困難であるもの

- ・ワイヤレス方式のもの（液晶パネルなどを使用した表示部とテレビジョン放送受信部が別筐体で構成され、映像をテレビジョン放送受信部から液晶パネルなどを使用した表示部へ無線通信で伝送するもの）

※前回は、市場での使用割合が極度に小さいものとして適用除外としたが、今回は測定方法、評価方法が確立していないため適用除外とする。

## 3. 新たに基準エネルギー消費効率を設ける対象について

上記1. 及び2. を踏まえ、これまで対象としていた液晶テレビに加え、新たに有機ELテレビについて基準エネルギー消費効率を設けることとする。